

▲ 指定ごみ袋不足に伴う

「燃えるごみ」収集の臨時措置延長のお知らせ ▲

指定ごみ袋以外の臨時措置の実施 (6月30日まで → 8月28日まで)

小山町指定ごみ袋については、小売店において在庫が不足していることから緊急措置として**指定ごみ袋以外でも出すことが出来る**としており、その期間を**6月30日まで**としておりましたが、店頭で不足している状況の改善が遅れていることから、下記の期間まで延長することといたしました。

なお、指定ごみ袋については例年以上に生産・販売をしておりますので、町民の皆さまには、今しばらくお待ちいただきますようお願いすると共に、指定ごみ袋の過度なご購入を控えていただくようお願いいたします。

●期間 令和8年5月19日(火)～8月28日(金)

●対象 可燃ごみ

■基本は「指定ごみ袋」を使ってください。

■「指定ごみ袋」が入手困難な場合は、次の袋でもごみを捨てられます。

※捨てる場所は通常通り、指定の集積所のみとなります。

※指定ごみ袋以外での焼却センターへの自己搬入は**有料**です。

○使用できるごみ袋



- 指定ごみ袋同様に記名等する
- 透明または半透明で中身の見える袋
- サイズは20リットルから45リットルまで
- 厚さ・取っ手・印字などに制限なし
- 中身が密閉されるように口をしぼる

×使用できないごみ袋



- ×中のごみのはみ出る・水分などが染みるもの(段ボール箱・紙袋など)
- ×中身の見えない黒色など色付きの袋
- ×口を縛っていない袋
- ×不燃ごみ用指定ごみ袋
- ×他自治体指定のごみ袋・旧指定ごみ袋

【問い合わせ】 ※土・日・祝日を除く

小山町くらし環境課 TEL:0550-76-6130